

秋田市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウ ニィ高陽201号室	令和7年2月1日
八橋佐野薬局	秋田市八橋本町三丁目1番45号 ユニバースビル1階	令和2年12月1日
山王佐野薬局	秋田市山王中園町3番11号 カメ イビル1階	令和5年7月1日
佐野薬局中央店	秋田市川元山下町7番35号	令和7年2月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ショートステイ夢見草	秋田市旭南三丁目10番10号	令和6年12月31日